

# 最良執行方針

令和5年10月1日 改定  
(平成17年4月1日 制定)  
中原証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

## 1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

## 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として国内の金融商品取引所市場に取り次ぎます。

### (1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取り扱いはいりません。

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぎます。  
金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。
  - (a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
  - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、委託注文を受託した時点で、(株)野村総合研究所が選定した金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において値付率が高く、出来高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。なお、個別銘柄の取り次ぎ市場については、当社の本支店宛にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお答えします。
  - (c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

### (2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしていません。

ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数社ある場合には、取り次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないことがあります。

## 3. 当該方法を選択する理由

### (1) 上場株券等

PTS（私設取引システム）を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することは、お客様にとって最良の執行となり得ると考えられますが、システム開発等に伴う費用等が価格改善効果を上回る利用料等のご負担をお客様におかけするものと考えられ、PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取り扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことといたしました。

### (2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしていません。

ただし、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズを最も有利に、かつ、速やかに実現する必要があると考えるからです。

## 4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により行います。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望、当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望等）があった場合には、当社と合意した方法により執行いたします。
- ② 一定期間の指値注文については、お客様のお申し出がない限り受注当初の選定市場で執行いたします。
- ③ 制度信用取引での反対売買については、新規建てを執行した市場と同一市場において執行いたします。
- ④ 投資一任契約等に基づく執行については、当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法により執行いたします。
- ⑤ 取引約款等において執行方法を特定している取引については、当該方法により執行いたします。
- ⑥ 端株及び単元未満株の取引については、端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法により執行いたします。

(2) 当社または取引所金融商品市場等において発生したシステム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合にも、その時点で当社が最良の条件と考える市場で執行いたします。

この最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して、お客様にとって最良ととれる取引条件で執行することを言います。  
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反ということには必ずしもなりません。